

宇部市再生可能エネルギー設備導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進にあたり、再生可能エネルギー設備の導入促進を図るために、住宅に「太陽光発電設備」又は「太陽光発電設備と蓄電池」の導入工事を実施する者に対し、予算の範囲内で宇部市再生可能エネルギー設備導入支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「住宅」とは、市内にある戸建住宅をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 宇部市の住民基本台帳に記録されている者。
- (2) 自己又は2親等以内の親族が所有し、申請者が居住している既存住宅又は入居予定の新築住宅に補助金の対象となる工事を実施する者。
- (3) 市税を滞納していない者。（親族が所有する住宅の場合は、親族を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、又は暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と密接な関係を有する者は、補助金の交付対象としないものとする。

(補助対象工事)

第4条 補助金の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、住宅への「太陽光発電設備」又は「太陽光発電設備と蓄電池」の導入工事とし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 市内業者（市内に本店、支店又は営業所を有する業者であって、申請者を除くものをいう。）を利用して施工する工事であること。
- (2) 太陽光発電設備を未設置の住宅に新たに設置する工事であること及びその太陽光発電容量が3.0kw以上であること。
- (3) 第6条第2項の規定による交付決定の通知後に着手し、募集年度の1月31日までに第12条第1項の規定による工事完了報告書の提出が可能な工事であること。
- (4) 関係する法令等を遵守して行う工事であること。

(補助金の交付額)

第5条 補助金額、補助要件は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、補助対象工事の着手前に、宇部市再生可能エネルギー設備導入支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 住宅位置図(住宅の所在地が確認できる地図)
- (2) 工事内容が確認できる図面、資料等
- (3) 工事見積書の写し(工事内容が確認できるもの)
- (4) 工事前の状態が確認できる書類(住宅の全景、工事予定箇所がわかる写真等)
- (5) 対象住宅の所有者がわかる書類(登記事項証明書等)
- (6) 市税の滞納がないことがわかる書類(市税の滞納がないことの証明書の写し)
- (7) 施工業者の事業所(本店、支店又は営業所)が市内にあることがわかる書類
(個人事業者の場合は代表者の住民票の写し、法人の場合は登記簿又は法人
所在証明の写し)
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、申請書類の内容を審査のうえ、適当と認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をし、宇部市再生可能エネルギー設備導入支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により前項の申請者(以下「補助対象者」という。)に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は、同一所有者及び同一住宅に対し、1回に限り補助するものとする。ただし、過去に宇部市の他の補助金の交付を受けて、第4条に規定する補助対象工事を実施した住宅は、補助金の交付を受けることはできないものとする。

(工事の着手)

第8条 補助対象工事の着手は、交付決定通知後に行わなければならない。

(工事の内容の変更及び交付変更決定)

第9条 補助対象者は、交付決定を受けた後、補助対象工事の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとするときは、宇部市再生可能エネルギー設備導入支援補助金交付変更申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 住宅位置図
- (2) 工事見積書の写し(工事内容が確認できるもの)
- (3) 工事変更内容が確認できる図面、資料等

(4) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、申請書類の内容を審査のうえ、適当と認めるときは、宇部市再生可能エネルギー設備導入支援補助金交付変更決定通知書（様式第4号）により、補助対象者に通知するものとする。

(変更工事の着手)

- 第 10 条 補助対象工事の内容を変更しようとする工事の着手は、交付変更決定通知後に行わなければならない。

(工事の中止)

- 第 11 条 補助対象者は、交付決定を受けた後、補助対象工事を中止しようとするときは、工事中止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(完了報告等)

- 第 12 条 補助対象者は、補助対象工事が完了したときは、その完了した日から起算して30日以内又は募集年度の1月31日のいずれか早い日までに、宇部市再生可能エネルギー設備導入支援補助金工事完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住宅位置図

(2) 工事に要した費用の領収書の写し等

(3) 工事完了写真（住宅の全景、太陽光発電設備又は太陽光発電設備と蓄電池の設置が確認できる写真等）

(4) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の工事完了報告書が提出されたときは、その内容を検査するものとする。この場合において必要があると認めるときは、補助対象者、施工業者その他関係者に報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(補助金の額の確定)

- 第 13 条 市長は、前条の検査の結果、実施された補助対象工事の内容が、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、宇部市再生可能エネルギー設備導入支援補助金交付確定通知書（様式第7号）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

- 第 14 条 補助対象者は前条の交付確定通知を受けたときは、速やかに宇部市再生可能エネルギー設備導入支援補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は前項の提出があったときは、補助対象者に対して、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 15 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助対象者に対し、宇部市再生可能エネルギー設備導入支援補助金交付決定取消通知書（様式第 9 号）により、通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による取消しに関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、宇部市再生可能エネルギー設備導入支援補助金返還命令書（様式第 10 号）により、補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第 16 条 補助対象者は、工事が完了した後も、当該工事により取得し、又は効用が増加した財産を善良な状態でかつ管理者の注意をもって管理しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

補助対象工事	太陽光発電設備の導入工事	太陽光発電設備と蓄電池の導入工事
補助金額	10 万円（定額）	30 万円（定額）